

アクションプラン推進施策等について

令和3年2月2日
第25回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるPFI事業への影響分析と対応策

これまでの経緯等

- ・関係省庁及び地方公共団体に対し「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」の通知を発出。(令和2年7月)
- ・新型コロナウイルス感染症のPFI事業への影響を把握するため、関係省庁及び地方公共団体に対してアンケート調査を実施。(令和2年9月)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の収束の見通しが立たない中で、公共サービスや地域経済の維持のため、PFI事業の安定的・継続的な運営を確保し、PFI事業の導入促進を図ることは重要であり、更に詳細な調査・分析を行い、適切な対応を図る必要がある。

取組状況

- ・令和2年9月のアンケート調査の結果及び第24回計画部会等における委員意見等から、現状の課題を整理すると、主に以下の3点があげられる。

【協議や契約変更等にかかる手続き】

契約変更の手続きや交渉等、明示したものがなく、自治体にとっては負担が大きい。

【官民リスク分担の在り方】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響について、契約条項の不可抗力やリスク分担に該当する項目がないため、協議対応に苦慮したり、自治体の対応にばらつきがある。

【ウィズコロナ・ポストコロナにおけるPFI事業の在り方】

今後、PFI事業の実施にあたっては、選定手続きの遅延や、民間事業者の参加意欲への影響が懸念される。

- ・これらの課題への対応を検討するにあたって参考となる事例の個別ヒアリングを実施したところであり、今回の計画部会においては、課題への対応方針案を提示。

- ・今後、これまでの調査・分析から得られた情報を活用し、PFI事業を実施中または検討中の地方公共団体等に向け、有効な対応事例等の紹介や、ガイドライン等の改正、通知の発出等を行う。

【協議や契約変更等にかかる手続き】

事例1 議会議決を経て契約変更を実施

事業形態 : スポーツ施設整備運営事業 (BTO方式/混合型: 指定管理者による管理期間中)

対応内容 : 感染拡大を受け、管理者の要望により要求水準の変更 (臨時休館、一部施設の利用休止、利用制限など) を行い、指定管理者が影響を受けた額 (収入減・支出の増減) を算定し、サービス対価の変更を行った。

- 臨時休館などに伴う対応においては事業契約書に定める不可抗力条項は適用しなかった。要求水準の変更事由には「新型インフルエンザ等の感染症の流行」が規定されており、これに基づき要求水準書を変更し、管理者側の帰責事由による変更として、サービス対価の補填に応じた。補填額の積算は、事業者から提出された実績などを基に検討した。
- サービス対価の補填に際し、契約額の変更は軽微な金額であったとしても、PFI事業契約の当初の議決の変更となるため、議会議決を要した。協議開始からサービス対価の補填まで約9か月を要した。
- 協議期間中におけるサービス対価については、一旦当初契約通りに支払うこととし、当該期間における将来の補填可否については今後の協議とする旨の覚書を、管理者と事業者の間で締結。
 - 金融機関に対しては、直接協定上の手続きは不要であり、事業者から報告を行うのみとした。
 - 特段の指針がない中でのゼロベースでの検討であったことから、他都市事例を知るアドバイザー (モニタリング業務を実施) からの助言が非常に有用であった。

○ 契約変更に際して議会議決が必要なため、公共施設管理者側の事務負担が大きく、事業者側にとっても収入計上まで長期を要した。

長期にわたるPFI事業の維持管理・運営段階において、事業開始時に想定しない事態が生ずることは、今後も考えられるため、契約変更を円滑に実施する方法等の検討が必要と考えられる。

(内閣府見解)

PFI事業への影響にかかる対応事例等(2/4)

【官民リスク分担の在り方】

事例2 既存の契約条項を適用し事業者と協議・合意

事業形態 : 学校給食センター整備運営事業 (BTO方式/サービス購入型 : 運営期間中)

対応内容 : 学校の臨時休校による食数の減少に伴うサービス対価の変更について、不可抗力条項に該当する規定がなく、疑義に関する協議の定め()に従い、事業者と協議を行い合意した。

(本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、管理者及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定める)

○ 事業契約書に規定されている、包括的な疑義に関する協議の定めに従い、事業者とサービス対価を個別に協議の上、サービス対価を変更した。

○ 事業契約書において、「契約金額は、契約に定める規定に基づき金額の改定または減額がなされた場合、当該金額を契約金額とする」旨規定されており、サービス対価の算定にあたっては、議会議決による契約変更手続きは不要であった。

○ 金融機関に対しては、直接協定に基づき、サービス対価変更に係る通知を書面で行った。

○ サービス対価の変更にあたっては、事業者側の人件費分の負担必要性等を考慮し、食数に基づく運営費の変動部分については想定食数どおりの金額を支払うものとし、光熱水費については実際の食数の実績ベースで支払うことで事業者と合意。

○ 協議にあたっては、アドバイザー (モニタリング業務を実施) にも相談し、給食の提供がないからといって、サービス対価をなくすことは事業者の負担が大きいという意見も踏まえ、妥協点を探った。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校措置で給食提供できなくなった場合のサービス対価の扱いが契約上明らかでなかったことから、「疑義に関する協議」規定を適用。協議に際して指針等もなく、事業者からのサービス対価の支払い要望に対して、人件費の負担など事業者側の実情を踏まえ、また事業の継続等も考慮した合意を模索した。

事業契約書において、不可抗力条項の対象範囲や、不可抗力条項を適用する場合の官民の負担方法 (免責や損失補填等) について、明示されることが望ましいと考えられる。 (内閣府見解)

PFI事業への影響にかかる対応事例等(3/4)

【ウィズコロナ・ポストコロナにおけるPFI事業の在り方】

事例3 社会的な情勢を考慮し事業内容を柔軟に見直した

事業形態 : 産業支援拠点整備等事業 (BT + コンセッション(独立採算型) : 入札公告段階)

対応内容 : 感染拡大を受け、当初の入札手続を中止し、民間との対話を行ったうえで、コロナ禍後に予想される社会環境の変化を考慮した事業内容へと変更した。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、民間事業者による入札に向けた準備が十分に行えない等の意見を踏まえ、一旦、入札手続を中止。その後、民間との対話を行ったうえで、コロナ禍後に予想される各種社会環境の変化等を庁内で検討し、要求水準等を見直した。
 - 先行きの見通しが不透明であり、需要変動リスクの軽減や、事業スキーム等も含めた事業の仕切り直しのしやすさ等を考慮し、運営期間を短縮した。
 - ウィズコロナ・ポストコロナ下のニーズ変化を見据え、施設の規模などについて、要求水準で固めてしまうのではなく、事業者の提案事項として柔軟性の高い条件とした。
 - 社会環境の変化による利用料金収入等の減少リスクを考慮し、当初想定の実業計画に対して運営権対価の最低提案価格を縮減した。
- 事業条件の見直し後、実施方針を再度公表。コロナ禍におけるリモートワーク等のビジネス環境もある程度定着してきており、事業者側の準備も一定程度整ったと想定し、現在、入札に向けて各種手続を進めている。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大前に実施した入札手続を一旦中止し、民間事業者との対話等を踏まえて事業内容を修正し、再公告を行った。

ウィズコロナ・ポストコロナ下の社会環境の変化を踏まえ、より適切な事業の実施や、実施に際する適切な競争を確保するために、積極的な民間との対話や、庁内での検討を行うことが必要と考えられる。(内閣府見解)

PFI事業への影響にかかる対応事例等(4/4)

(参考)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたリスク分担等の事例

新型コロナウイルス感染症の拡大及び緊急事態宣言発令以降に公表されたPFI事業の実施方針や事業契約書(案)において、今回のPFI事業への影響を踏まえたリスク分担や不可抗力の記載をした事例がある。

○「需要変動リスク」に感染症にかかる事由を含んだ事例

本施設の業務従事者に新型コロナウイルス感染症等の感染者及び感染疑いの者が発生した際、保健所等の指示・方針により給食の提供を停止した場合に生じた対応費用の負担

リスク分担： 管理者（ ）

(事業者が基本的な感染防止対策を行っていなかったと考えられる場合には、管理者は対応費用の負担について協議できるものとする。)

○「不可抗力」に大規模な感染症を含んだ事例

「不可抗力」とは、地震、洪水、高潮、地滑り、落盤その他の自然災害、豪雨、暴風その他の異常気象であって本施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、その他当該義務履行当事者にとり予測可能性または支配可能性のない事象(大規模な感染症、放射能汚染、航空機の墜落を含む。)(乃至 いずれも、要求水準書等に基準の定めがあるもの*については、当該基準を超えたものに限る。)のうち、管理者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

*「新型コロナウイルス感染症に代表される感染症対策を図ること」…すでに発生している新型コロナウイルス感染症の対策については想定しうるものとして、不可抗力に含まれない

(2) 小規模自治体へのPPP/PFI導入促進方策

小規模自治体へのPPP/PFI導入促進に向けた方策について

小規模自治体へのPPP/PFI導入が進まない要因

PFI事業の実施団体数や優先的検討規程に基づき具体的な案件の検討行った団体数は、人口規模や地域間でのばらつきがあり、要因分析とそれに対応した目標や対策が明確になっていない。

PPP/PFIを検討するルール・体制が整っていない。

PPP/PFIの知見・ノウハウを持つ人材がいない。

地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解等が進んでいない。

補助金等の交付の際において、PPP/PFIの導入検討が要件化されていない事業分野がある。

○アドバイザー費用等の初期の財政負担が大きい。



小規模自治体へのPPP/PFI導入促進に向けた方策（案）

PFIS事業の実施団体の拡大

- ・人口20万人未満の自治体において、より多くの団体がPFI事業を実施できるようKPIの設定を検討する。
- ・人口20万人未満の自治体のうち、PFI事業を実施した団体の割合が大きい一定規模以上の自治体については、目標年限を定めて優先的検討規程の導入を進めることを検討（「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の改定、優先的検討規程の策定・運用に関する要請等）する。
- ・優先的検討規程を策定した人口20万人未満の自治体の事例や運用のポイントを取りまとめ、周知を行う。
- ・小規模自治体向けの優先的検討規程策定の手引き・運用の手引きの作成を行う。
- ・内閣府の優先的検討規程運用支援事業について、人口20万人未満の自治体で未策定の団体に対して重点的に配分を行う。
- ・PFI事業の実績が少ない地域において、首長を対象としたセミナーを開催するなど、地域への普及に向けた取組を推進する。
- ・地域でのPFI事業に係るリスクマネー供給に関して、地方銀行と意見交換を実施中。

専門的な人材の派遣、育成、活用への支援

- ・行政実務に関する実務経験等を有する自治体職員等を認定・登録し、登録された人材を活用する制度を令和3年度の実施に向け検討中。

地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- ・令和2年4月に策定した「PPP/PFI事例集」を活用し、PPP/PFI制度に対する理解と積極的な導入を推進する。
- ・地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、官民対話等を行う地域プラットフォーム等の拡大及び継続的な活動を支援する。

補助金等の交付の際におけるPPP/PFIの導入検討の要件化の拡大

アドバイザー費用に対する適切な支援の拡大

- ・PFIの実績の多い事業分野の補助金等を中心に引き続き関係省庁へ要請を行う。

政策目標

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。
 ・これらにより、2013年度～2022年度の10年間のPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2022年度末までに181団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>10. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（PPP/PFI推進アクションプラン等）</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIの更なる推進を図る。特に、専門的な人材の活用推進や初期財政負担支援など地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブを強化するとともに、人口20万人未満の自治体へのPPP/PFIの導入が加速する方策等の措置を講じる。《関係省庁》</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえて具体化し、2021年6月頃公表予定のPPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）において明示する。《関係省庁》</p> <p>（水道）</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省》</p> <p>（下水道）</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

優先的検討規程の策定・運用及びPFI事業の実施状況

- 1 人口20万人未満の地方公共団体のうち、人口10万人以上の団体では約4割、人口5万人～10万人の団体では約2割がPFI事業を実施(1)。

(令和2年3月末時点)

(1) 件数、実施団体ともにH11からの累計数

(2) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

策定団体	団体総数	規程策定済みの団体数		規程に基づき令和元年度までに具体案件を検討した団体数(2)	令和元年度までにPFI事業を実施した団体数		
		件数	割合		件数	割合	
国	13	12	92.3%	5	8	61.5%	
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	31	35	74.5%
	政令指定都市	20	20	100.0%	19	19	95.0%
	人口20万人以上の団体	111	83	74.8%	57	62	55.9%
	小計	178	150	84.3%	107	116	65.2%
	人口20万人未満 10万人以上の団体	156	23	14.7%	15	61	39.1%
	人口10万人未満 5万人以上の団体	256	12	4.7%	9	52	20.3%
	人口5万人未満 1万人以上の団体	686	7	1.0%	3	70	10.2%
	人口1万人未満の団体	512	2	0.4%	1	15	2.9%
	小計	1,610	44	2.7%	28	198	12.3%
	合計	1,788	194	10.9%	135	314	17.6%

人口20万人未満の地方公共団体における優先的検討規程の運用定着のポイント

○優先的検討規程の公表情報及び当該団体へのヒアリング調査結果を基に内閣府が取りまとめ

検討対象基準の柔軟な運用

- 検討案件の裾野拡大と、PPP/PFIの導入効果及び職員の事務負担増加のバランスを考慮した上で、検討することが望ましい。
- 金額規模による基準のみにとらわれず、広く対象とできる柔軟な規程とすることが望ましい

「とりまとめ課」が事業担当課を支援する庁内体制の構築

- 規程の所管である「とりまとめ課」による、主にPPP/PFIに対する知識面からの、事業担当課への全面的な検討支援体制の構築
- PPP/PFIの専門部署を設けることが難しいことが多いため、既存の部署がとりまとめの役割を担うことが期待される。
- 公共施設マネジメント（公共施設等総合管理計画）の所管部署や総合計画の所管部署など、全庁的に事業の状況を把握することのできる部署が「とりまとめ課」を担うことが効果的であると考えられる。

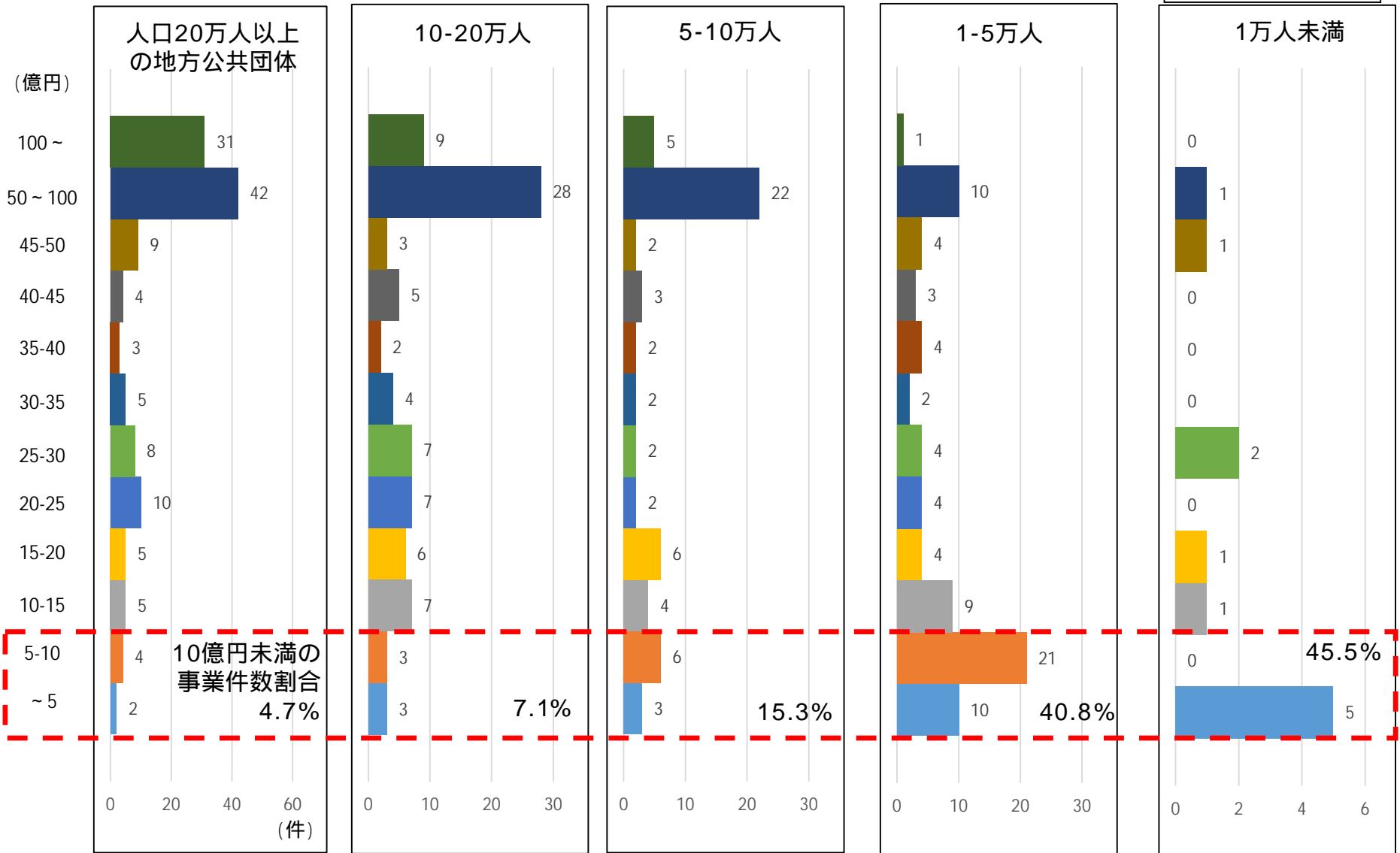
規程の定期的な庁内周知と、検討状況の把握（内部的なPDCAプロセス）

- 庁内に対して定期的に規程について周知発信することに一定の効果があることが示唆された。
- 周知発信と合せ、PPP/PFI全般に関する事業担当課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地域プラットフォーム主催研修への参加等）を設けることが重要である。
- 「とりまとめ課」が検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し、場合によっては検討を要請する手段を有することも重要である。

(参考) 事業主体の規模によるPFI事業の契約金額の分布

○実施団体の人口規模が小さくなるほど、10億円未満の契約金額の割合が大きくなっている。

令和2年3月31日時点



(参考)小規模自治体の優先的検討規程の策定内容

20万人未満自治体で優先的検討規程策定済み 44 団体の内訳

- ・対象事業規模について、内閣府基準()ではなく、独自の金額設定等を導入している自治体は、44団体中、13団体である。
- ()多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月27日、民間資金等活用事業推進会議決定)に示した対象事業の基準(総事業費が10億円以上、単年度の事業費が1億円以上)に基づく

人口規模	対象事業規模の独自基準		計
	内閣府基準	独自基準	
10万人以上20万人未満	18	5	23
5万人以上10万人未満	5	7	12
5万人未満	8	1	9
全体	31	13	44

独自基準の内容

- ・独自基準を導入している自治体は、対象事業の規模について、内閣府基準を下回る金額設定がなされており、優先的検討の対象範囲の拡大が図られている。

内容	件数
総額10億(但し書きで以下もあり)	4
総額5億・単年度1億/5千万	4
総額3億・単年度5千万	1
総額1億円	1
事業費基準なし	3

(参考事例) 小郡市の優先的検討規程策定における特徴

(事例) 小郡市PPP/PFI導入指針

特徴等を記載 検討対象事業の金額基準を低く設定

基本情報

所在地	福岡県小郡市小郡255番地1
人口	59,585人(令和3年1月1日)
PFI推進窓口部署	経営戦略課
策定期期	・ 令和2年2月
PFI事業の実績 (検討実績)	・ 学校給食センターPPP事業 (R元.11 サウンディング調査実施)

運用定着ポイントの観点からの当該団体の特徴

- ・ 検討対象の事業費基準を独自に設定かつ柔軟な運用を規定
優先的検討の対象となる事業規模につき、建設、製造又は改修を含む事業は総額3億円以上(内閣府PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引の基準の10分の3)、単年度の維持管理、運営費等が5千万円以上(内閣府PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引の基準の2分の1)の事業としている。また、事業費基準に満たない事業でも、明らかに民間の参入が見込まれ、PPP/PFIの効果が期待できる場合は導入の検討を行う旨明記している。
- ・ 事業担当課を支援するなどの庁内体制の構築
事業担当課がPPP/PFI導入の検討や具体的な事業手続を円滑に進めていくために、経営戦略課が各種の支援を行う旨明記している。
- ・ 民間事業者との情報共有について
より幅広く、様々なPPP/PFI手法を検討・導入していくため、民間事業者と行政が情報を共有し、事業に対する相互理解や信頼度を深めるのが重要であるとし、地域プラットフォームの活用やサウンディング型市場調査を例示している。

【同市のPPP/PFI手法導入検討のフロー図】



(小郡市PPP/PFI導入指針17ページより抜粋)

その他

同市では、令和元年5月に策定した「緊急財政対策計画」により、「新規事業は、既存事業の廃止、縮小、見直しによる置き換えを原則とする」こと、「民間委託を推進し、人員の適正化を図る」ことなどが基本方針として計画されている。

専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等

専門的な人材の派遣について

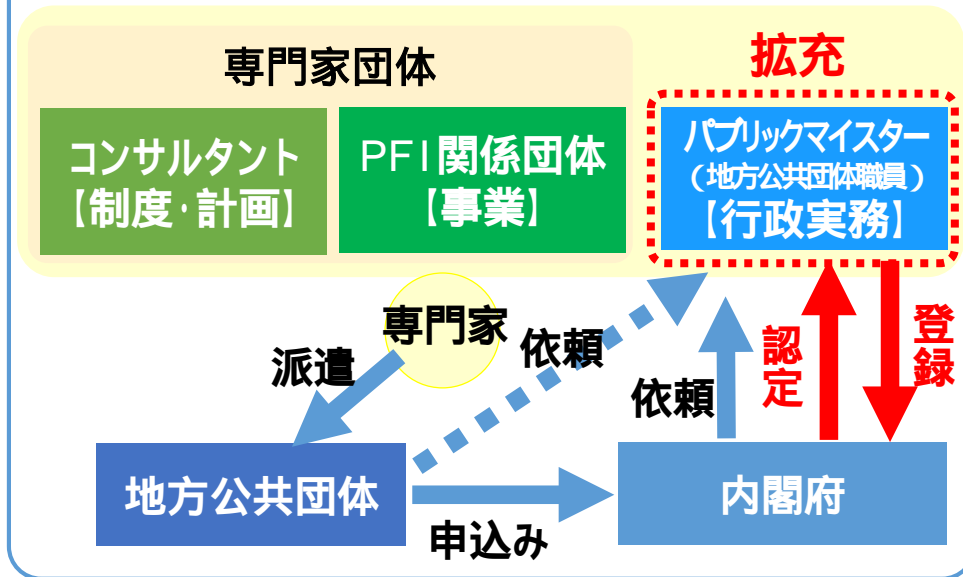
PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応等の庁内合意形成など、行政実務に関する実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体職員等を、「（仮称）PPP/PFIパブリックマスター（PPP/PFI行政専門家）」として、内閣府において認定・登録し、登録者名簿を作成し、内閣府ホームページで公表

内閣府専門家派遣制度 1において地方公共団体にPPP/PFIパブリックマスター等を派遣 2

- 1 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度
- 2 公表された名簿を参照し、地方公共団体が専門家を選定して直接対応を依頼することも検討

PPP/PFIパブリックマスターの交流や継続的な研鑽を図るため、「（仮称）専門家連絡会議」を設置し、ワークショップや座学形式による研修や情報共有できる場として活用することを検討。

【人材活用のスキーム図】



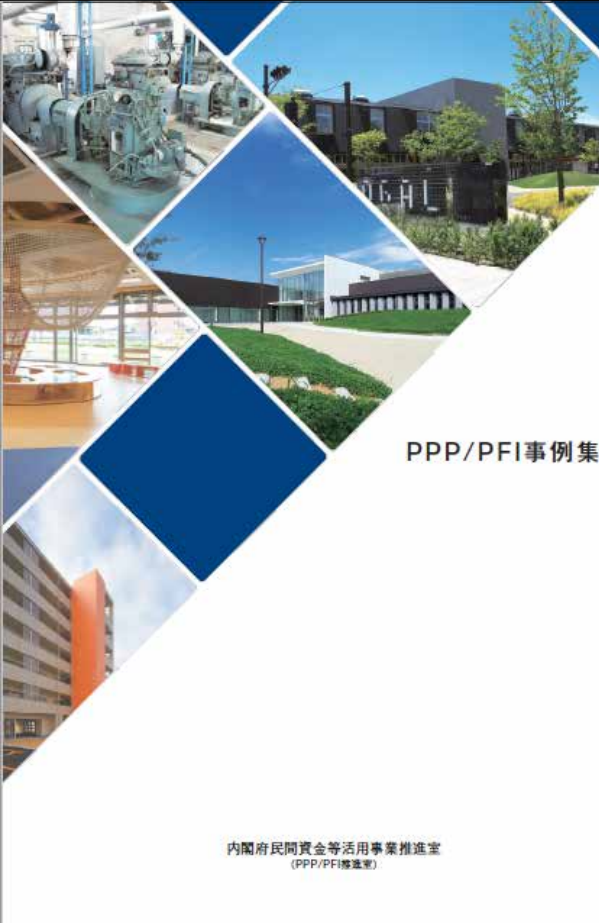
他省庁所管の人材活用制度との相違点

- ・パブリックマスターの派遣にあたっては、専門家派遣制度の活用により地方負担なしで派遣が可能（例えば、「国土交通省PPPサポーター制度」は派遣費用は依頼元の負担となる。）
- ・全省庁の分野について派遣の対象となる。（各省の制度は基本的に各省所管事業が対象）等

➤ 他省庁所管制度との連携を図りつつ、制度の活用について周知してまいりたい。

PPP/PFI事例集

多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に参考となる事例をとりまとめた「PPP/PFI事例集」(令和2年4月27日公表)を策定し、各地方公共団体向けに配布。PPP/PFI制度に対する理解と積極的な導入をはかる。



PPP/PFI事例集

内閣府民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

- 事例 01 伊達市学校給食センター整備運営事業 学校給食センター
北海道伊達市
- 事例 02 佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業 学校空調
千葉県佐倉市
- 事例 03 袋井市総合体育館整備及び運営事業 スポーツ施設
体育館
静岡県袋井市
- 事例 04 柳島スポーツ公園整備事業 スポーツ施設
運動公園
神奈川県茅ヶ崎市
- 事例 05 東横市公益文化施設整備等事業 文教施設
図書館等
山形県東横市
- 事例 06 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業 廃棄物処理施設
静岡県御殿場市・小山町
- 事例 07 女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業 産業施設
宮城県女川町
- 事例 08 旧荻田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業 観光施設
岡山県津山市
- 事例 09 沼津市立少年自然の家跡施設等運営事業 公園
静岡県沼津市
- 事例 10 須崎市公共下水道等施設運営事業 下水道
高知県須崎市
- 事例 11 桜ヶ丘子育て支援住宅整備PFI事業 賃貸住宅
鹿児島県鹿屋市
- 事例 12 紫波中央駅前都市整備事業(オガールプラザ) まろづくり
岩手県紫波町
- 事例 13 貝塚市新庁舎整備事業 庁舎
大阪府貝塚市
- 事例 14 函南「道の駅・川の駅」PFI事業 地域振興施設
道の駅
静岡県函南町

01

学校給食センター

伊達市学校給食センター整備運営事業

本事業は、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び伊達市の食材PRに資する事業者による自主事業を展開するための施設等を整備・運営する事業である。民間事業者の創意工夫により、食育レストランは、センターの2階で市民の健康増進と伊達産食材のPR、正しい食育の知識を育むことを目的として軽食を提供するほか、その日に各学校で提供されている給食のメニューを食べることができる。(どちらも有料・給食メニューは限定) PFI手法の導入により、効率的かつ効果的な作業環境の創出、食育環境の改善が図られ、災害時には、1日当たり最大9,900食の炊き出しを3日間可能とする設備を導入し、もしもの時の安心を確保している。



事業主体
伊達市(北海道) 人口約3.5万人(平成27年国勢調査)

事業方式
PFI(BTO方式) サービス購入型+付帯事業(食育レストラン)
付帯事業:食育レストラン

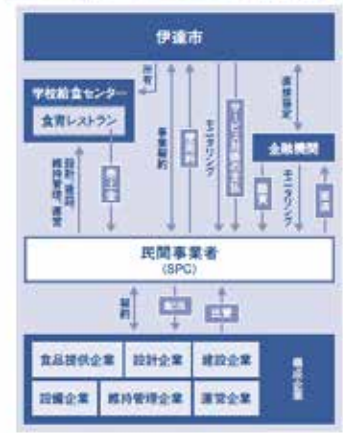
事業期間
平成27年6月1日～令和14年6月(17年3ヶ月)

契約金額
約47億円
VFM:7.61%(※※事業成功時)
※事業成功時時のVFMについては非公表

施設概要
学校給食センター
提供食数:1日当たり最大3,200食
対象学校:19校(※対象15校、計画外4校)

SPCの構成企業
代表企業—食品提供企業
構成企業—設計企業、建設企業、設備企業、維持管理企業、運営企業

事業経緯
平成26年3月 実施方針等の公表
平成26年6月 事業要項等の公表
平成27年2月 優先交渉権者の選定
平成27年6月 事業契約等の締結



補助金等の交付の際における優先的検討の要件化

補助金・交付金等制度におけるPPP/PFIの導入検討の要件化について、水道施設、学校施設、工業振興施設、警察施設の4事業分野で新たに検討中。

引き続き、公営住宅等、市街地整備事業等については、要件化する事業分野の拡大に向けて、検討中。

○:要件化済

各省庁補助金・交付金制度におけるPPP/PFI導入検討要件化の進捗状況

事業分野	所管省庁	補助対象施設	補助金・交付金制度名	PPP/PFI導入検討要件化
廃棄物処理施設	環境省	一般廃棄物処理施設	循環型社会形成推進交付金	○
			廃棄物処理施設整備交付金	
			二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）	
			二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）	
浄化槽	環境省	浄化槽	循環型社会形成推進交付金（浄化槽）	○
水道施設	厚生労働省	水道管路、水道広域化施設等	水道施設整備費補助、沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）	検討中
			生活基盤施設耐震化等交付金	
学校施設	文部科学省	公立義務教育諸学校等	公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金、沖縄振興公共投資交付金（学校施設環境改善に関する事業）	検討中
		国立大学	国立大学等施設整備費補助金	検討中
農業振興施設	農林水産省	農業集落排水施設等	農山漁村地域整備交付金（うち農業集落排水事業）	○
		中央卸売市場、地方卸売市場	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（うち食品流通の合理化）	○
工業振興施設	経済産業省	工業用水道施設	工業用水道事業費補助金	検討中
下水道施設	国土交通省	下水道施設等	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（下水道事業）	○
公園		都市公園	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）	○
			都市構造再編集中支援事業	○
公営住宅等		公営住宅	地域居住機能再生推進事業	○
			社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（公営住宅等整備事業）	検討中
市街地整備等		施設建築物	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業 暮らし・にぎわい再生事業）	検討中
	まちづくりに必要な施設等		都市構造再編集中支援事業 社会資本整備総合交付金（市街地整備事業、都市再生整備計画事業）	○ 検討中
警察施設	警察庁	警察本部、警察署等	都道府県警察施設整備費補助金	検討中
			都道府県警察費補助金	

(3) キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの
導入促進

キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの導入促進

PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）における推進施策

3. 推進のための施策

(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し

インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、包括的民間委託やPFI方式の導入を推進するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行う。

【取組状況】

包括的民間委託の活用促進

- ・インフラの維持管理等において、より広いエリア・施設を対象に多様な業務を包括的に民間に委託する包括民間委託について、国土交通省及び文部科学省において案件形成に向けた支援等を実施（詳細は各省説明資料参照）。内閣府においては、幅広い分野を対象に事例を収集し、整理中。今年度中にとりまとめ、地方公共団体への情報提供を通じて地域における包括的民間委託の活用促進を図る。

アベイラビリティペイメント方式*の導入検討

- ・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、海外で活用されているキャッシュフローを生み出しにくいインフラ等に対するアベイラビリティペイメント方式の導入について、当該方式の定義や活用についての考え方を検討中。別紙定義(案)を関係省庁等と協議の上策定し、令和3年度を目途にガイドラインを策定予定。

* 維持管理等の成果に応じて予め設定した委託費を変更する仕組み

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ以下の通り原案を策定し関係府省間にて調整中

定義(案)

- ・公共施設等の管理者等(PFI法第2条3項)が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、
- ・インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、
- ・民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業

定義(案)の考え方

本定義は成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)の定義をベースに、主に利用料金の生じない公共施設等について実施される事業について、その機能等が利用可能な状態(アベイラブルな状況)に対応した指標を設定し、それに応じた支払いをすることをベースに、維持管理に必要な一定の経費は定額払いとすることもできるよう、支払う金額の一部のみを指標に連動することができるよう定義した。

(参考) 包括的民間委託の事例(1/2)

新潟県三条市(道路施設、公園等の包括的民間委託)

- 社会資本の老朽化、市職員数減少による適切なインフラ管理の困難化、公共事業削減による地元事業者数の減少を背景に導入された三条市における包括的民間委託は、2年の第1期事業後、エリア・期間を拡大し第2期事業が実施された

名称	嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務(第2期) 下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務
取組の経緯	高度経済成長期に集中的に整備された社会資本の老朽化、市職員の高齢化や減少による適切なインフラ管理の困難化、公共事業の減少を背景とした民間事業者数・従業員数の減少等の課題解決のため、平成29年度に包括的維持管理業務委託を実施。2年間の業務後、期間・エリアを拡大し令和1年度より第2期業務が開始。
事業者	外山・久保・マルモ・イグリ・山田・向陽園・パシフィックコンサルタンツ共同企業体 下田建設業共同企業体(構成員:吉田組・鈴喜建設・若林建設・グリーン造景企画・淡路電機管工)
事業対象区域	嵐北地区・下田地区(右図参照)
対象施設	対象区域内の道路施設(市道、橋梁、道路照明灯、防犯灯、消雪パイプ、街路樹)、公園等施設(公園、駅前広場)、排水路等
業務範囲	計画準備業務、全体マネジメント業務、窓口業務、巡回業務、道路維持管理業務、公園等維持管理業務、水路等維持管理業務、引継業務(除雪業務は別途単価契約により実施)等
事業費	737,856千円(税込) / 177,250千円(税込) 当初契約額
事業期間	令和1年-令和5年度(5年間)
業務の要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員へのヒアリングや過去の維持管理記録を基に現況を把握し、その結果から最低限守るべき維持管理基準を設定 細かい仕様については民間提案を基に整理 性能規定を主としつつも、工種により仕様規定を採用している
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> 契約書は1本にまとめ、民間事業者と調整した仕様の内容、及び各業務の構成比を記載 契約締結時点で負担者を特定できないリスクは、リスクが顕在化した時点で協議により負担者を決定 委託費については、年間委託費を四半期ごとに支払う
その他	<ul style="list-style-type: none"> 月に1回/半期に1回の定期的な打合せで業務内容に関するモニタリングを実施

出所:三条市HPおよびヒアリング、国土交通省作成資料、「三条市の持続可能な維持管理体制づくり」(大山 強一・笹岡 和幸・山井 敦)

業務エリア



第1期事業における効果

業務上の手間の削減	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間の長期化により、書類作成等業務上の手間が軽減 事業者が発見した損傷については自らの判断で対応可能となり、市への連絡・報告等の手続きを省力化
迅速な対応の実現	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの通報後、対応完了までの時間が短縮 市民にとって、市よりも容易に相談できる環境が整う
地域建設業者の維持	<ul style="list-style-type: none"> JV企業からJV外企業への発注を前提としていたため、JVに参加していない企業も一定程度業務を受注出来ている 専門外分野・施設への対応により、企業として経験やノウハウの蓄積が進む
職員の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 市への問い合わせ件数減少等により、職員の業務負担軽減に繋がった

第2期事業における課題と改善点

課題	改善策
収益確保の困難性	事業エリアの拡大 <ul style="list-style-type: none"> 事業エリアの拡大により、エリアが小さく施設数も限られており、人員配置の非効率性により利益創出が困難であった点を改善 結果的に新たな雇用の創出や、市職員側の負担軽減にも大きく寄与
行政の負担軽減が過少	
事業者の自由度の少なさ	業務範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 業務範囲の上限額を130万円へ引き上げ、かつ小規模橋梁の定期点検等複数業務を追加 一般的な維持作業が多く、新たな事業領域への拡大に繋がらなかった点を改善

(参考) 包括的民間委託の事例(2/2)

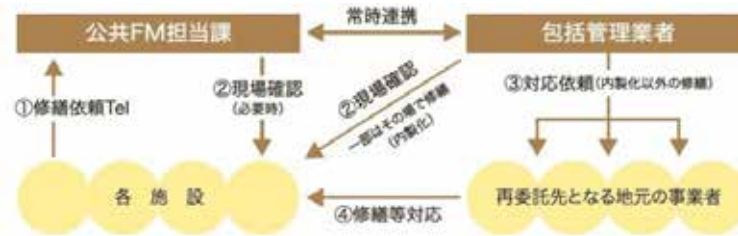
兵庫県明石市(学校施設等の包括的民間委託)

- 明石市では、包括管理委託を導入することで市有施設の安全・安心の向上に加え、効率的な施設管理及び市民サービスの継続的な提供体制の構築を実現した

名称	市有施設包括管理業務委託
取組の経緯	明石市においては、市有施設の統一的な施設管理ノウハウが乏しく、かつ施設老朽化が進む中で更新費用も不足していた。加えて、市職員数の減少により職員の負担がより大きくなるのが懸念されたため、施設の安全・安心の向上や施設の維持管理コストの削減を目的として、3年の検討・準備期間を経て複数施設の包括管理を開始した。
事業者	日本管財 兵庫本部
対象施設	小・中学校、高校、養護学校、小・中学校内コミュニティセンター、幼稚園、保育所、認定こども園、保健センター、市民センター、サービスコーナー、消防庁舎、大久保駅前区画整理事務所等の計158施設(点検の法定期間等の関係で施設数は毎年変更)
業務範囲	【基本業務】 保守点検・清掃等業務 北庁舎維持管理業務、修繕業務(全ての日常修繕を含む) 【事業者提案による付加価値サービス】 予防保全巡回の実施、短中期修繕計画の作成と見直し
事業費	1,650,000千円(税込)(5年間)
事業期間	平成30年～令和4年度(5年間)
業務の要求水準	〇 仕様書にて、清掃・点検等の業務内容・頻度等についての最低水準を設定
契約内容	〇 委託費については均等分割による事後払い(支払回数・時期については別途協議) 〇 日常修繕については、市より実施の指示を受けた見積金額130万円未満の修繕を対象(実費精算方式)
その他	〇 市有施設内に事業者の「包括管理センター」を設け、民間事業者職員を常駐配置した管理体制を取っている 〇 市内業者を優先的に再委託の発注先とすることで、地元事業者の環境が以前と大きく変わらないようにした

出所: 明石市HPおよびヒアリング、ジチタイワークスHP、国土交通省作成資料、文部科学省作成資料、「明石市における「施設包括管理」の導入プロセスとその運用実態に関する研究」(蕭関偉)

包括委託実施体制



効果と課題

効果	施設の安全・安心の向上	・技術職員と専門業者との連携を通して、受託事業者自身が修繕を行う内製化や、適切な修繕方法の検討・実践により、同金額でより多くの質の高い修繕を実現
	施設管理の効率化	・個別管理により生じていた管理品質のばらつきの均一化を推進(仕様の統一化) ・各施設の修繕、点検等の窓口を一本化したことで、組織の縦割りを越えた管理が可能となり、結果的に事業費及び人件費を大幅に削減することに成功
	持続的な市民サービスの提供	・正規職員数が減少する中で、包括管理委託を通して持続的な市民サービス提供のための体制を構築 ・少数の技術職員の能力を幅広く活用することに成功
課題	情報共有の困難化	・関係者が増えたことで、タイムリーな進捗状況の管理が困難になったため、初年度の途中より進捗状況一覧の共有化を新たに開始
	特定事業者への依存	・特殊な修繕に対応可能な専門事業者が少ないために、そのような修繕は対応が遅れるケースがあり、かつ特定の協力会社への依存度も高くなる傾向にある

(参考) アベイラビリティペイメント方式の導入検討

キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFI導入について(関係会議等における検討状況)

第51回PFI推進委員会(令和元年12月13日)

- 「キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入」に関して、民間事業者に維持管理を適切かつ効率的に実施させるためのインセンティブ付与例として、アベイラビリティペイメント方式及び海外事例を紹介。
- KPI設定、支払額設定やガバナンス等の課題を整理した上で、事務局よりご報告する方針。

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

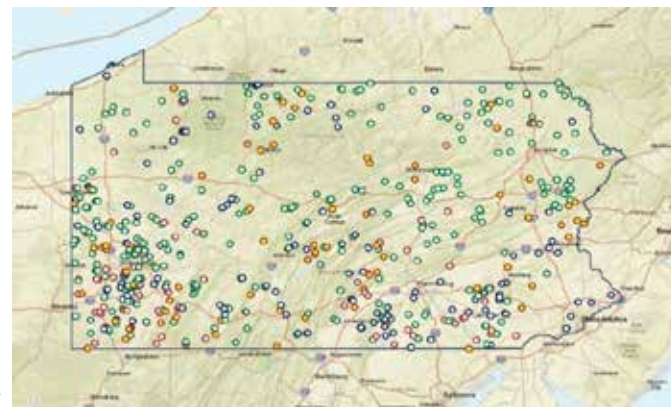
利用料金の生じないインフラにおけるアベイラビリティペイメント方式について、長期に渡って維持管理と改築更新をセットにし、成果・性能に基づいて契約することなど当該方式の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

【参考：海外事例】橋梁迅速置換プロジェクト(米ペンシルベニア州)(出典：米国政府運輸省)

3年間で558基の橋梁の架け替えを実施する事業。架け替えに関する設計・建設・資金調達・保守を民間事業者が実施する。通行料は無料で、事業者業績に応じてマイルストーン・ペイメント、アベイラビリティ・ペイメントを支払う。多数の大きさや特徴が似た橋梁の修復事業をひとつにまとめてロットを大きくすることにより、様々な企業が参加できる規模の案件化に成功したほか、設計・建設業務と既成建材の利用を実現し、効率化と迅速化、コスト削減を図った。

基礎情報

- ・ 当事者 公共側：Pennsylvania Department of Transportation (Penn DOT)
民間側：Plenary Walsh Keystone Partners
- ・ 総事業費：1,119 million US\$
- ・ 事業方式：DBFM(設計・建設・資金調達・管理)方式
- ・ 契約期間：28年(2015年契約、建設3年+管理25年)
- ・ 背景
ペンシルベニア州では3,500近くの修復が必要な橋梁がある一方、財源不足を理由に対策が進んでいなかったことから、民間の資金・ノウハウを活用するPPP手法で整備したもの。



(4) 法制度見直しの検討状況

法制度見直しの検討状況

PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）における記載

3. 推進のための施策

(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し

コンセッション事業は、公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれておらず、ガイドラインにおいては「運営等」に含まれる業務かどうかは管理者等が個別に判断すべき事項とされているが、運営事業者にコンセッション事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を認めた方が、民間本来のノウハウを一層活用した事業を行うことができる場合がある。このため、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。なお、その際、運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施できる条件については、事業内容などを考慮した十分な検討を行う。

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う。

一方、令和2年7月のアクションプラン改定以降、

新型コロナウイルス感染症によりコンセッション事業への多大な影響が発生していること

中小規模のコンセッション等の独立採算型PFI事業に対するリスクマネーの担い手として期待される地方銀行について再編等の議論がなされてきていること

など、コンセッション等の独立採算型PFI事業に係る追加的な課題が生じてきたところ。

上記の追加的な課題も踏まえ、コンセッション事業を推進していくための各般の施策を総合的に検討中。

このため、第204回国会には、検討中の法案として登録。

(5) コンセッション事業の主な進捗状況

コンセッション事業の主な進捗状況

令和2年12月31日時点

重点分野	事業目標(目標年次)	進捗状況
空港	事業の具体化: 6件	達成済(事業開始: 11件)
水道	事業の具体化: 6件 今後の経営のあり方の検討(広域化や多様な民活手法の活用含む)を促す: 30件(R3)	達成済(事業者公募: 2件、実施方針(案)公表: 1件、マーケットサウンディング: 2件、デューデリジェンス: 1件) 21件
下水道	実施方針の策定完了数: 6件(R3)	3件(事業開始: 2件、事業者公募: 1件) 事業の具体化6件は達成済
道路	事業の具体化: 1件	達成済(事業開始: 1件)
文教施設	事業の具体化: 3件	達成済(事業開始: 1件、実施契約締結: 3件)
公営住宅	事業の具体化: 6件	達成済(実施契約締結: 13件(いずれも公的不動産利活用事業))
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	事業の具体化: 3件(R1) R2年度末の状況等をみてR3年度以降の数値目標を改めて検討	1件(マーケットサウンディング: 1件)
MICE施設	事業の具体化: 6件(R3)	4件(事業開始: 2件、マーケットサウンディング: 2件)
公営水力発電	事業の具体化: 3件(R2)	1件(事業開始: 1件)
工業用水道	事業の具体化: 3件(R2)	3件(事業者公募: 3件)

コンセッション事業の主な進捗状況

令和2年12月31日時点

空港

但馬空港 平成27年1月から運営事業を実施中。

仙台空港 平成28年7月から運営事業を実施中。

**関西国際空港
大阪国際空港** 平成28年4月から運営事業を実施中。

神戸空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

高松空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

鳥取空港 平成30年7月から運営事業を実施中。

南紀白浜空港 平成31年4月から運営事業を実施中。

福岡空港 平成31年4月から運営事業を実施中。

静岡空港 平成31年4月から運営事業を実施中。

熊本空港 令和2年4月から運営事業を実施中。

北海道内7空港 令和2年1月から7空港一体のビル経営を実施。6月の新千歳を皮切りに順次、空港運営事業を開始予定。

広島空港 令和3年7月の事業開始に向け、令和2年12月に実施契約を締結。

水道

宮城県 上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

大阪市 管路コンセッションについて、令和2年3月に実施方針に関する条例を制定、同年10月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

**伊豆の国市
(静岡県)** 令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

下水道

静岡県浜松市 平成30年4月から運営事業を実施中。

高知県須崎市 令和2年4月から運営事業を実施中。

宮城県 上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

神奈川県三浦市 令和2年10月に実施方針(案)公表。

道路

愛知県道路公社 平成28年10月から運営事業を実施中。

文教施設

旧奈良監獄 令和元年11月から一部の運営事業(史料館運営事業)を実施中。

沖縄科学技術大学院大学(OIST) 平成31年4月に実施契約を締結。

有明アリーナ 令和元年7月に実施契約を締結。

大阪中之島美術館 令和3年度の運営開始に向け、令和2年4月に実施契約を締結。

愛知県新体育館 令和2年7月に実施方針に関する条例を制定し、8月に募集要項を公表。

クルーズ船向け旅客ターミナル施設

博多港 令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

MICE施設

愛知県国際展示場 令和元年8月から運営事業を実施中。

横浜みなとみらい国際コンベンションセンター 令和2年4月から運営事業を実施中。

福岡市ウォーターフロント地区 令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

沖縄コンベンションセンターおよび万国津梁館 令和元年度にマーケットサウンディングおよび一部デュレディリジェンスを実施。

公営水力発電

鳥取県 令和2年7月に4発電所に係る運営事業の実施契約を締結。8月に春米発電所に運営権を設定。他発電所についても順次、運営権を設定し、運営事業開始予定。

工業用水道

熊本県 令和2年10月に実施契約を締結。令和3年4月に事業開始予定。

大阪市 令和2年10月に募集要項を公表。令和4年4月に事業開始予定。

宮城県 上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

その他の施設

福岡県田川市(芸術起業支援施設) 平成29年10月から運営事業を実施中。

福岡県田川市(駅舎) 平成31年4月から運営事業を実施中。

滋賀県大津市(ガス) 平成31年4月から運営事業を実施中。

岡山県津山市(町家群) 令和2年7月から運営事業を実施中。

宮崎市(キャンプ場) 令和2年4月から運営事業を実施中。